

海の中道海浜公園研修宿泊施設等管理運営事業 第一次審査に関する質問回答

募集要項に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	8	7	(1)	①		運営業務に携わる企業	「運営業務は、本事業の構成企業であるものとする」「宿泊施設の運営業務に携わる企業のうち、少なくとも1社は本事業の構成企業であるものとする」とご記載があります。 SPCが、定期建物賃貸借契約や業務委託契約を締結し、本事業の一部を、サブリースや外部委託する事は可能でしょうか。	事業契約書(案)第15条の規定のとおりです。
2	8	7	(1)	④		応募者の構成	「代表企業、構成企業、又は協力企業の変更は原則として認めない」「止むを得ない事情が生じた場合は、九州地方整備局と協議するものとし、九州地方整備局が認めた場合はこの限りでない」とご記載があります。 第一次審査後、第二次審査提出までの間に、応募者内において、代表企業・構成企業・協力企業の役割が入れ替わる事情が生じた場合、同様と考えてよろしいでしょうか。(例：協力企業→代表企業、代表企業→構成企業など)	代表企業、構成企業又は協力企業の変更は原則として認めません。ただし、P8 7(1)④のとおり、ご質問の期間については、代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、九州地方整備局と協議するものとし、九州地方整備局が認めた場合はこの限りではありません。
3	8	7	(1)	④		応募者の構成	「代表企業、構成企業、又は協力企業の変更は原則として認めない」「止むを得ない事情が生じた場合は、九州地方整備局と協議するものとし、九州地方整備局が認めた場合はこの限りでない」とご記載があります。 第一次審査後、第二次審査提出までの間に、構成企業・協力企業を追加する事情が生じた場合、同様と考えてよろしいでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。